

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第50号

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を改正する規則

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を次のように改正する。

別表元離宮二条城事務所の項第1号中「元離宮二条城条例第5条」を「京都市元離宮二条城条例第6条」に改め、同項第2号中「元離宮二条城条例施行規則」を「京都市元離宮二条城条例施行規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)